令和３年５月１３日

保護者の皆様

岐阜県立各務原西高等学校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県がまん延防止等重点措置区域に指定されました。また、現在、従来株に比べ若年層への感染力が強い可能性のある変異株へ置き替わった状況にあります。

これらを受けて、**「ウイルスを学校に持ち込まない」「学校内での感染を拡げない」**ことを目的として、県教育委員会より各学校における感染防止対策の徹底が通知されたところです。

そこで、以下のことを徹底して学校運営を行いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

１　マスク着用の徹底

○　マスクを外す機会を極力少なくすること。やむを得ず外す場合も、できる限り短時間にするとともに、飛沫飛散しないよう会話の自粛を徹底します。

【昼食時】

・黙食を徹底。食事中以外は必ずマスクを着用する。

・昼食時の教職員による見守り指導を継続します。

２　「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認

○　健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、登校する前に学校へ報告するようお願いします。

３　感染が疑われる場合は登校しないことの徹底

○　本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合（発熱等の症状がある、ＰＣＲ検査を受検することになった等）には、以下の表に従った対応をお願いすることになります。

	状　況	児童・生徒の対応
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）
B	本人に発熱等の症状がある（＊１）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい））

C	本人がＰＣＲ検査を受検することになった	自宅待機（期間：受検理由により異なる）
D	同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のＰＣＲ検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など一定の接触がある者に発熱等の症状がある（＊１）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい））
F	同居の家族など一定の接触がある者がＰＣＲ検査を受検することになった（＊２）	状況により個別に判断（＊３）

（＊１）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患に起因する場合」は原則として自宅待機は不要

（＊２）「手術のためのＰＣＲ検査や定期的なＰＣＲ検査等の形式的なＰＣＲ検査」については原則として自宅待機は不要

（＊３）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりＰＣＲ検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

※　自宅待機の場合は、原則、出席停止の扱いとなります。

４　部活動における対応について

○　活動開始前の手指消毒、「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底します。顧問も同様です。

【練習時間】

・活動時間を平日４日、２時間以内とします。

・土・日の活動については、高校総体の県予選等がある部活動のみ可能。土・日はいずれか１日、３時間以内とします。

【練習試合等】

・県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合は原則として実施しません。

【飲食時等】

・ミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用します。

・休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底します。

・部活動終了後、生徒同士による食事等はしないよう指導します。

最後に　感染拡大を防止する観点から、改めて次のことをお願いします。

生徒が濃厚接触者と指定されたり、PCR検査または抗原検査を受検することになったりした場合、また同居の家族の方が、濃厚接触者と指定されたり、PCR検査を受検することになったりした場合は、結果を待たず、すぐに学校までご連絡ください。

＜連絡先＞　学校代表電話番号　平日　058-371-0123

休日、平日の午後6時以降：開放型学校メール　c27384@mx.gifu-net.ed.jp